

平成 12 年 11 月 7 日

核燃料サイクル開発機構

日本原燃株式会社

ウラン濃縮事業に関する技術協力について

1. はじめに

日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）は、青森県六ヶ所村の濃縮・埋設事業所に「ウラン濃縮技術開発センター」を設置し、核燃料サイクル開発機構（以下「サイクル機構」という。）が開発してきた濃縮技術を受け継ぐとともに、高度化機開発等のこれまでの遠心分離機開発の成果、知見を集約して、新型遠心機の開発に全力で取り組むこととしました。（平成 12 年 10 月 10 日ご報告）

サイクル機構は、ウラン濃縮技術の開発に関する事業を整理し、これまでの研究開発成果が最大限に活用されるように成果をとりまとめて、技術並びに人材の移転を進めることとしています。

このため、平成 12 年 11 月 1 日付けでサイクル機構及び原燃は、昭和 60 年に締結した技術協力協定を見直し、サイクル機構がこれまで開発を進めてきた先導的な遠心分離機の技術情報の活用等を円滑に進めるべく、新たな技術協力の確立に向けた「ウラン濃縮施設の建設、運転及び技術開発に関する技術協力協定」を締結しましたので、その概要をご報告します。

2. 技術協力協定改定の概要

現在の「ウラン濃縮施設の建設、運転等に関する技術協力基本協定」（昭和 60 年 7 月締結）を以下の主旨により改正をする。

(1) 改正の主旨

原燃の新たなウラン濃縮技術開発に向けて、次の事項を加える。

- 1) 原燃が、サイクル機構の技術を基に、国際競争力のあるウラン濃縮技術開発を行うために、サイクル機構の技術協力を受ける。
- 2) 原燃が、上記の開発を行うために、先導機等の開発成果の技術移転、施設の利用、技術者の派遣等の協力をサイクル機構が行う。

(2) 協定に定める主な事項

1) 主な技術協力の内容

① サイクル機構の保有する技術情報の開示及び使用許諾

先導機開発の技術情報等の開示及び使用許諾

② 原燃へのサイクル機構の技術者の出向、派遣等

新型遠心機の開発等のための技術者の派遣

③ サイクル機構の施設の供用（追加）

サイクル機構の東海事業所等の開発施設の供用による原燃技術者による開発試験の実施

④ 原燃からの委託業務等の実施

技術開発、運転保守の経験によるコンサルティング

滞留ウランの除去回収技術、遠心機処理技術等の共同研究

2) 開示技術情報、成果技術情報に関する管理及び取扱い

① 開示技術情報等は、六ヶ所ウラン濃縮工場における、施設の建設・運転及び技術開発に使用許諾。（技術開発を追加）

② 開示技術情報等の機密を保つため、技術情報管理に関する内部規準により、適切な管理を行うものとする。

3) 技術者の出向、派遣、施設の供用、委託業務等の実施等に関する取扱い

3. 協定締結日

平成12年11月1日

以 上